

第 1 号議案

役員改選について（案）

規約第 5 条 2 項及び 3 項の規定により、但馬地域鉄道利便性向上対策協議会役員を構成員の中より互選により選出する。

役職名	団体名	氏名
会長	但馬区長会連合会	太田垣 修
副会長	但馬県民局	上村 政弘
監事	豊岡商工会議所	高柳 光昭
監事	西日本旅客鉄道(株)豊岡駅	堀井 保伯

任期：令和 7 年度から令和 9 年度（令和 9 年度総会で改選されるまで）

【参考】（役員）

規約 第 5 条 本会に次の役員を置く。

- （１） 会長
 - （２） 副会長
 - （３） 監事
- 2 会長は、構成員の互選とし副会長、監事は会長の指名により決定する。
 - 3 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
 - 4 役員が欠けた場合においては、その職を継承したものを役員とし、任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。